

令和 8 年度相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 23 条第 1 項に基づき、相生市自家消費型住宅用太陽光発電導入補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第 1 条 この要領において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）とは、次の各号に掲げる太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業をいう。なお、対象となる事業の設備要件を別表 1 のとおり定める。

1. 屋根置型太陽光発電設備
2. 蓄電池

（補助対象者）

第 2 条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は別表 2 に定める者をいう。

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の種類に応じ、当該各号に定めるところにより求められる額とする。

1 屋根置型太陽光発電設備（自己所有に限る）

- (1) 1kWあたり 7 万円
- (2) 千円未満は切捨て
- (3) 上限 5kW

※太陽光パネルとパワーコンディショナ出力の低い値（小数点以下切捨て）に乗じて算出。

2 蓄電池（上記太陽光発電設備の付帯設備に限る）

- (1) 3分の1（工事費込み・税抜き）
※ ただし、14.1 万円/kWh の 3分の1 の額まで。
- (2) 千円未満は切捨て
- (3) 上限 kWh

※蓄電池の容量(kWh)は小数点第二位以下を切り捨てる。

2 補助金申請に提出する要綱第 5 条にて、定める書類は以下のとおりとする。

- (1) 既築住宅の場合に申請者の設置地への居住状況を示す公的書類は、住民票又は住民票記載事項証明書とする。
- (2) 国の補助金を利用する場合に太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類は他に利用する補助金の交付決定通知書とする。

3 要綱第5条に定めるほか、確認書類として以下の書類の提出を求める。

- (1) 交付要件該当に係る確認書
- (2) その他市（町）が必要と判断する資料

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は別表3のとおり定める。

(申請期間)

第5条 この補助事業の申請期間は、令和8年5月21日（木）から令和8年12月28日（月）までとする。なお、申請期間内に交付申請額が予算額に達した場合は、規定にかかわらず、申請を終了するものとする。

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業完了の日から30日を経過する日または令和9年1月18日（月）のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

2 補助金申請に提出する要綱第13条に定める書類は以下のとおりとする。

- (1) 新築住宅の場合に申請者の設置地への居住状況を示す公的書類は、住民票又は住民票記載事項証明書とする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表1 補助事業

補助事業	内容
共通事項	<p>a 整備する設備は各種法令等に遵守し、商用化され、導入実績があるものであること。エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>b 事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。</p> <p>c 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p>

補助事業	内容
太陽光発電設備の設置	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていることを見なすものとする。</p> <p>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー</p>

	<p>庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。</p> <p>(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>e 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。</p>
--	---

補助事業	内容
蓄電池の設置	<p>a 上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>d 家庭用：12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。</p>

20kWh 未満であり、次の e～j のすべてを満たすこと。

e 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

f 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

	<p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(f) アフターサービス</p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>g 蓄電池部安全基準</p> <p>(a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</p> <p>h 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>i 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>(a) 蓄電容量</p> <p>10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>j 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

別表 2

補助対象者	<p>交付要綱第 3 条に定めるとおりとする。</p> <p>ただし、自ら所有し居住する戸建て住宅に設置される個人が設置する設備に限る。</p>
-------	--

別表3 補助対象経費

※ 補助対象経費は事業を行うために必要な経費で、本事業で導入されたことを証明できるものに限る。

※ 消費税及び地方消費税は対象外とする。

※ 対象経費から、他補助金の交付（予定）額を除くこと。

※ 補助金の交付決定前に発注、契約、支払いをした経費については、補助金の交付の対象とならないため、留意すること。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、	

			労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費 その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定 福利 費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい う。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付 要件 に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要 最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に 準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用 その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付 け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び 試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本 設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費 をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購 入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する 経費をいう。